

カンボジアにおける移行期正義の 実現に向けた挑戦

——カンボジア特別法廷を手がかりとして——

木 村 光 豪

目 次

はじめに

第1章 ECCC の設置過程，根拠法と組織構造

第2章 修復的司法の側面——民事当事者制度と集団的・道徳的賠償

第3章 移行期正義に対する意識と評価

第4章 文化的差異に配慮したハイブリッド法廷

おわりに

はじめに

1980年代のラテンアメリカ諸国における軍事独裁制からの民主化，1990年代以降の民族対立などによる紛争後の民主的社会の建設に向けて，いわゆる「移行期正義」¹⁾が国際社会の課題となり，21世紀に入ると国連における大きな議論のテーマともなってきた²⁾。移行期正義を実現するために開発されてきた主要なメカニズムが，国際刑事法廷と真実委員会である³⁾。

国際刑事法廷は，冷戦崩壊後に起きた民族紛争下で起きた国際犯罪（ジェノサイドや人道に対する罪など）に責任のある上級指導者を訴追するために，旧ユーゴスラビアとルワンダで設置されたアドホック法廷，1998年に採択された

1) 本稿では，移行期正義を「独裁から民主制へ，あるいは内戦から平和な社会へ移行するにあたって，過去の人権侵害をただし，真実を明らかにし，正義を実現し，人権侵害を二度と繰り返さないことをめざす」（[内田・清水2012] i 頁）活動を意味するものとして使用する。

2) 移行期正義の歴史の変遷については，[望月 2012] 第1章第1節を参照。

3) [望月 2012] 第2部を参照。

国際刑事裁判所ローマ規程に基づいて設置された国際犯罪に対して普遍的管轄権を持つ国際刑事裁判所（2003年3月）、アドホック法廷の反省から設置されるようになったハイブリッド法廷からなる。ハイブリッド法廷は国際社会と国内政府による合意によって設置され、国際法と国内法が利用され、裁判官や検察官を含む司法関係者も国際・国内の両行から構成される点などが——純粋な国際法廷や普遍的管轄権を有する国際刑事裁判所とは異なる——特徴である⁴⁾。

真実委員会は、権威主義体制や独裁制あるいは内戦下における大規模な人権侵害の被害者の権利回復を含めた救済措置と社会の和解を実現するための非—司法的な取り組みとして設置されてきた⁵⁾。当初は、1980年代におけるラテンアメリカ諸国の軍事独裁政権下での行方不明者の捜査や人権侵害の実態・歴史を明らかにする真実の探求から始まった。アパルトヘイト体制後の南アフリカにおける真実和解委員会の活動が知られて以降、特赦を含む和解の措置がクローズアップされるようになった。その後、今日まで多数の経験が積み重ねられるなかで、公職追放、賠償、再発防止の措置など、その活動の内容を拡充してきた⁶⁾。

国際刑事法廷と真実委員会の目的や機能は相互に重なり合う部分が多く、そのため、近年は両者が双方の機能の一部を共有する方向に進んでいる⁷⁾。他方

4) ハイブリッド法廷の特徴や事例については、[Cohen 2007], [Nielsen 2010], [OHCHR 2008], [Raub 2009] を参照。

5) ヘイナーによると、真実委員会と呼ばれるためには、① 移行期、② 広範な調査対象、③ 説明責任、④ 被害者中心的、⑤ 期間限定的、⑥ 公的機関の要素すべて（ないしは一部）を共有する必要がある [ヘイナー 2006] 第3章, [阿部 2008] 49頁。今日まで設置されている真実委員会は、さまざまな名称を付けているが、本稿ではヘイナーの要件に一致するものを真実委員会と一括して称する。

6) 真実委員会の歴史的変遷や活動内容の推移などについては、[ヘイナー 2006], [阿部 2008] 第1章を参照。

7) 例えば、国際刑事裁判所は一定程度の被害者の権利と賠償の権利（特に集団的賠償）を承認しており、他方で、真実委員会は訴追・捜査に一定の関与と権限を認める（東ティモール受容真実和解委員会の訴追勧告権・捜査令状要請権・証拠へのアクセス権、公聴会に参加する個人の法的代理人の確保など）[望月 2012] 54頁, 95頁, 108頁。

で、この2つの移行期正義に対処するメカニズムには、国際刑事裁判所や真実委員会だけ、そして両者の併用という3つのパターンが考えられ、いずれを選択するかは各国のさまざまな事情によって差異がある⁸⁾。

移行期正義を実現するメカニズムが国際刑事法廷と真実委員会であることがひとつの原因となって、移行期正義にはさまざまなジレンマや課題がともなう。その最も代表的なものが、① 平和と正義、② 真実と正義、③ 国際基準（正義）とローカル基準（正義）、それぞれのあいだのバランスのとり方である⁹⁾。これは、応報的正義と修復的正義の組み合わせの問題であると言い換えることができる。移行期正義の実現にあたり、当初は前者が強調されたが、次第に後者が重要視されるように変化してきた¹⁰⁾。現在は、移行期正義を実現しようとする社会に応じた組み合わせ・相互補完の重要性が主張されている¹¹⁾。

本稿で扱うカンボジアにおいても、移行期正義の実現に向けて新たな挑戦がなされている。1991年10月のパリ和平協定で20年に及ぶ内戦が終結し、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の下で総選挙を実施した後、1993年9月に新憲法が公布されて複数政党制に基づく自由民主主義の体制としてカンボジア王国が発足した¹²⁾。移行期正義を実現する一部として、1975年から約4年間カンボジアを支配した民主カンプチア政権（クメール・ルージュ体制）下で行わ

8) [ヘイナー 2006] 第13章を参照。

9) [望月 2012] 第2章。

10) 大串和雄は、その理由として、① 1980年代のラテンアメリカで始まった移行期正義の対象が世界に拡大したこと、② 移行期正義の適用される状況のタイプが変化したこと（ポスト独裁型からポスト紛争型へ）、③ 1990年代以降に国際機関や欧米諸国が移行期正義を推奨するようになったこと、の3点を指摘する [大串 2012] 第2章。パーメンティアは、冷戦崩壊後に多発するようになった集団暴力犯罪に対処するための刑事訴追の国際化、すなわち、①「普遍的管轄権」を立法化する努力、② 国際的な刑事司法メカニズムの確立と実践がなされてきたことを挙げている [パーメンティア 2011] 第2章第2節。

11) [ミノウ 2003] 第2章、[パーメンティア 2011] 116頁、[望月 2012] 25-26頁。

12) 大串和雄による移行期正義の分類によると、カンボジアはポスト紛争型（非民主型）[紛争後に選挙を行いながらも、権威主義体制に転化する型] に相当する [大串 2012] 7-8頁。

れた大規模な人権侵害などに責任を有する指導者を裁くため、2006年に「カンボジア特別法廷」(the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia : ECCC)を設置した。これは、コソボ(2000年)、東チモール(2000年)、シエラレオネ(2002年)に続き4番目にできたハイブリッド法廷である(その後、2009年にレバノンで設置)。

ECCCは、それまでにはない独自の事情を持つ国において設置された国際刑事法廷である。それは、①上座仏教国、②30年以上も前の大規模な国際犯罪を対象、③大陸法の伝統を持つ国において初めて設置されたハイブリッド法廷である。そのため、ECCCは他のハイブリッド法廷にはほとんど見られない——多面的なハイブリッド性を包含する——ユニークな側面を有している。ECCCが持つユニーク性を——特に、応報的司法と修復的司法の併用を中心に——浮き彫りにすることで、カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦の特徴を考察するのが、本稿の目的である。

ECCCの特徴を分析するさいの方法論として、本稿では、「法的アプローチ」(国際法とりわけ人権法と刑事法の立場——国際基準の遵守という視点——からハイブリッド法廷の特徴や課題を分析)よりは、「社会的アプローチ」(国際基準をローカル化するさいの特徴と背景やその社会的影響に着目)に焦点を合わせる¹³⁾。そのさい、他のハイブリッド法廷との比較的な考察も行う。社会的アプローチを重視するために、ECCCは移行期のカンボジアをとりまく法的、政治的、社会的、文化的な諸要素が折り重なり、その文脈に適合した(それゆえ社会的影響力を持つ)ハイブリッド法廷であり、カンボジア的な彩りを持つ移行期正義を実現するメカニズムであることを主張する。さらに、ECCCは新たなハイブリッド法廷の創造であり、将来における国際刑事法や法廷の発展に大きく寄与する可能性を秘めていることも強調する。

13) 国際刑事法廷の研究に対する2つのアプローチについては、[Scully 2013]を参照。日本におけるECCCの研究についても、圧倒的に法的アプローチが主流であり(表1-1・2の出典を参照)、社会的アプローチは少ない([阿部 2005], [阿部 2012]を参照)。

以下、本稿は、次のように論を展開する。第1章では、ECCCの設置過程、その根拠法と組織構造について簡潔にのべる。他のハイブリッド法廷と異なり、ECCCは国際的要素よりも国内的要素を強く反映した法廷であることを、その事情とともに確認する。第2章は、ECCCが有する修復的司法の側面を考察する。民事当事者制度と賠償措置（特に集団的・道徳的賠償）の特徴を検討することで、ECCCは応報的司法に修復的司法を大きく組み込んだ新たなハイブリッド法廷であることを指摘する。第3章は、国内外における社会調査の報告書から、移行期正義とECCCに対するカンボジア人と被害者の意識と評価を分析する。第4章は、正義と平和や真実とのあいだに最適のバランスをもたらそうとするECCCは、カンボジアの文化的伝統である仏教の価値観に配慮し、それに適合した移行期正義実現のメカニズムであることを主張する。最後に、それまでにはなかった事情の下で設置されたECCCの活動は、今後の国際刑事法や法廷の発展に向けて大きく寄与し得る点を指摘する。

第1章 ECCCの設置過程、根拠法と組織構造

1. ECCCの設置過程（表1-1）

ECCCの設置過程は、国連とカンボジア政府の駆け引きをめぐり3つの時期に分けることができる¹⁴⁾。第1期は、裁判形態をめぐり対立した（1997年～1999年3月）。当初、カンボジア政府は国際法廷の設置に固執していたわけではない。真実委員会の設置も検討していたが、却下された。1997年6月に当時の共同首相が、クメール・ルージュ体制下の国際犯罪に関する裁判について、国連に援助を要請する書簡を事務総長に送付した。これを受けて、1998年2月、総会決議52/135に基づき、カンボジアにおける過去の人権侵害の証拠を評価するための「専門家グループ」が設置される。1999年2月、専門家グループの報告書が提出される。そこでは、複数の選択肢（安保理決議、総会決議、他の国連機関による国際法廷、国内法廷、ハイブリッド法廷など）から、安保理決議による国際法廷（所在地は国外、検察官は外国人、カンボジアには捜査事

14) [古谷 2004] 第II章。

カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦

表 1-1 カンボジア特別法廷の設置過程

	国際社会とカンボジア政府の対応
1994年 4 月	アメリカ議会がカンボジア・ジェノサイド処罰法を制定する。
1996年 8 月	カンボジア政府に投降したイエン・サリ（民主カンプチア政権の外相）に、恩赦が与えられる。
1997年 4 月	アメリカが提案し採択された国連人権委員会決議1997/49により、事務総長に対して、カンボジアにおける過去の国際法違反に対応するために、同国からの援助の申し出を検討するように要請する。この決議を受け、カンボジア人権問題特別代表が同国を訪問し、同決議に関して協議を行う。当初、カンボジア政府は国際法廷に固執していたわけではないが、それを望んでいた。
1997年 6 月	アメリカがクメール・ルージュ支配下の国際犯罪を刑事訴追する前に、「真実委員会」を設置するようカンボジア政府に提案。→後に却下。
1997年 6 月	共同首相が、クメール・ルージュ支配下の重大な国際犯罪に関する裁判について、国連に援助を要請する書簡を事務総長に送付する。
1998年 2 月	総会決議 52/135 により、事務総長に対して、カンボジアにおける過去の人権侵害の証拠を評価するための「専門家グループ」の任命を要請。この決議により、事務総長は 3 名からなる専門家グループを設置する。
1998年 4 月	民主カンプチア政権の最高指導者であったポル・ポトが心臓発作で逝去。
1998年 5 月	同年 7 月の総選挙の後に、クメール・ルージュ支配下の国際犯罪を裁く法廷の設置を要請する声明をカンボジア政府が発表。
1999年 2 月	1998年 7 月から開始した調査を終えた後、専門家グループは報告書を提出（安保理または総会による決議による国際法廷の設置を勧告）。
1999年 3 月	カンボジア政府は報告書の勧告に強く反発・拒絶する（国民和解と国家主権の不可侵との理由から、国内法廷や真実和解委員会方式を主張）。
1999年 4 月	アメリカのケリー上院議員による説得（国内・国際裁判官から構成されるハイブリッドな法廷という提案）で、政府は妥協的な姿勢を示す。
1999年 8 月	国連法務部の代表がカンボジアに派遣され、ハイブリッド法廷の設置に向けた協議が開始される。
2000年 7 月	国連とカンボジア政府とのあいだに、ハイブリッド法廷の設置に向けた暫定的な「了解覚書」が作成（後に「協定（合意文書）」とすることが予定されている）。
2001年 8 月	カンボジア政府は「特別法廷の設置に関する法」を制定。
2002年 2 月	国連は、「特別法廷の設置に関する法」が「協定」よりも優位にあるという点に憂慮する声明を出し、カンボジアとの交渉を一方向的に終了する

	と宣言。
2002年12月	総会決議 57/228A により、事務総長に対して、特別法廷の設置に関するカンボジア政府との交渉の再開を要請する。
2003年1月	国連とカンボジア政府が交渉を再開する。
2003年5月	総会決議57/228Bにより、国連とカンボジア政府とのあいだの協定案を承認し、両当事者にその発効に向けて必要な措置をとるよう要請する。
2003年6月	国連とカンボジア政府は正式に協定に署名。
2004年11月	カンボジア国会で協定が批准。
2004年10月	協定の内容と合致するよう「特別法廷の設置に関する法」が改正。
2005年4月	協定が発効。
2006年5月	国際・国内の司法官（判事・検察官）が任命。
2006年7月	司法官の宣誓式、共同検察官の予備調査が開始され、特別法廷が正式に発足する。

出典：[北村 2005] 第Ⅲ・Ⅳ章，[竹村 2012] 第1章第2節，[野口 2011] 第Ⅰ章，[古谷 2004] 第Ⅱ章，[望月 2009] 第Ⅰ章から筆者による作成。

務所の設置だけ) を選択することが提案された。これに対して、カンボジア政府は強く反発し、正義と平和が「国民統合と主権の不可侵」という文脈で実現される必要がある、カンボジアの既存の国内法廷を利用すべきとして、その提案を拒絶した。

第2期は、ハイブリッド法廷の設置をめぐる妥協と対立が見られた(1999年4月～2002年3月)。1994年4月のアメリカによるハイブリッド法廷の設置という提案に、カンボジア政府は妥協的な姿勢を見せる。2000年7月、国連とカンボジア政府とのあいだに、ハイブリッド法廷の設置に向けた暫定的な「了解覚書」が作成される。その際、国連は国際判事の方が国内判事よりも多数を占める法廷を主張し、他方で、カンボジア政府は国内判事の方が国際判事よりも多数を占める法廷を要求した。最終的には、国内判事の方が国際判事よりも多数を占める法廷、ただし「超多数決制」(たとえば「裁判部」は3人の国内判事と2人の国際判事で構成されるが、決定に関しては4人以上の賛成が必要という条件、最低1人の国際判事の賛成が必要)を採用することで妥協した。2001年8月、「特別法廷の設置に関する法」が制定され、ECCCは国内法によ

る国内法廷とされた。その後、特別法廷を統括する文書をめぐって対立し（国際法と国内法の優位性）、2002年2月、国連は国際法よりも国内法を優先するカンボジア政府の姿勢に憂慮して、一方的に交渉を打ち切った。

第3期は、交渉が再開し協定が締結された（2002年12月～2005年4月）。2002年12月の総会決議57/228Aに基づき、2003年1月に国連とカンボジア政府のあいだで交渉が再開する。国連は国際裁判官が多数、超多数決制から通常の多数決制、検察官は国際スタッフで構成される特別法廷を要求、他方で、カンボジア政府は特別法廷を三審制から二審制にするという国連の提案以外のすべての変更点を拒絶した。最終的に、協定（合意文書）は特別法廷設置法に沿って作成するという事で妥協した。

このように、ECCCの設置は、国連総会を中心に6年にも及ぶ交渉の結果として合意に到達した。その間、国連とカンボジア政府のあいだに熾烈な駆け引きが行われたが、最終的にはカンボジア政府の立場が優越した。それは国内法により、ECCCが設置された点に象徴される。

カンボジア政府は真実委員会を設置することも検討していたが、最終的にはハイブリッド法廷を設置した。それは、真実委員会の方が人権侵害の捜査対象になる者（特に国や地方の政府で要職に就く多数の元クメール・ルージュの構成員）が多く、それを避けたかったことが大きな理由である¹⁵⁾。

2. ECCCの根拠法と組織構造

これまで設置された5つのハイブリッド法廷は、①国際的要素が強い（コソボ、東ティモール、シエラレオネ）、②国内的要素が強い（カンボジア）、③両者の中間（レバノン）の3つに分類することができる（表1-2）。結論を先取りすると、ECCCだけが国際的要素よりも国内的要素を最も色濃く体现したハイブリッド法廷である。それは、ECCC設置の根拠法と組織構造に

15) [Kuong 2009] 136頁。これは、ECCCが設置されるまでに長い時間がかかったことの原因でもある（[ヘイナール 2006] 258頁に引用されているマークスの指摘を参照）。

表1-2 ハイブリッド法廷の比較

	コソボ	東ティモール	シエラレオネ	カンボジア	レバノン
設置場所	国内 (ミトロヴィツァ)	国内 (ディリ)	国外 (ハーグ)	国内 (プノンペン)	国外 (ハーグ)
法廷の位置づけ	国内裁判所の一部	国内裁判所の一部	国内裁判所に優越する独立した法廷	国内裁判所の一部	国内裁判所に優越する独立した法廷
根拠法	安保理決議による PKO 規則	安保理決議による PKO 規則	安保理決議による協定	国内法>協定	安保理決議
手続法	国際法(直接適用)+国内法	国際法(直接適用)+国内法	国際法(直接適用)+国内法	国際法(間接適用)+国内法	国内法
事項的管轄	国際・国内法上の犯罪	国際・国内法上の犯罪	国際・国内法上の犯罪	国際・国内法上の犯罪	国内法上の犯罪
時間的管轄	1998年1月1日以降	1991年1月1日~2003年10月25日	1996年11月30日以降	1975年4月17日~1979年1月6日	2005年2月14日+2004年10月1日以降
人的管轄	なし	なし	当該犯罪に最も責任のある者(検察官の裁量)	上級責任者+最も責任のある者	元首相を含む22人の殺害+類似の重大なテロの行為者
裁判部の構成	国際判事>国内(セルビア人)判事	国際判事>国内(インドネシア人)判事	国際判事>国内判事	国際判事<国内判事	国際判事>国内判事
決定方法	単純多数決制	単純多数決制	単純多数決制	特別多数決制	単純多数決
検察の構成	国際+国内(セルビア人)検察官	国際+国内(インドネシア人)検察官	国際検察官のみ	共同捜査判事・検察官(国際+国内)	国際+国内検察官

出典：[竹村 2012] 第1章第3節，[竹村 2013]，[野口 2011] 第II章，[古谷 2004] 第III—V章，[望月 2009] 第II章，[Nielsen 2010] から筆者による作成。次のウェブサイトも参照。
<http://www.trial-ch.org/en/resources/tribunals/introduction.html>

見られる。

ECCC 設置の根拠法は、「特別法廷設置法」(以下、設置法と略) という国内法である (国連とカンボジア政府とのあいだの協定 [以下、合意文書と略])

は総会決議)。ハイブリッド法廷設置の根拠法が国内法であるのはカンボジアだけであり、他は国連安保理決議により設置された。

法廷の位置づけについては、シエラレオネとレバノンには国内裁判所に優越する独立した法廷（ハーグに設置）。他の3つの法廷は国内裁判所の一部である。ただし、コソボと東ティモールは国連PKOの管轄下にあり、ECCCだけが国内の独立した裁判所である。

手続法については、レバノンだけが国内法だけを採用し、他の4つの法廷は国際法と国内法の両方を採用する。ただし、ECCCだけが国際法を間接適用し、残りの3つの法廷は国際法を直接適用する。

裁判部の構成については、5つの法廷すべてが国際判事と国内判事で構成される。ただし、ECCCだけが国際判事よりも国内判事の数が多い。他の4つの法廷はその逆（国内判事の方が多い）。裁判部の決定方法は、ECCCだけが特別多数方式（ただし必ず1人の国際判事の賛成がないと決定できない仕組み）であり、他は単純多数決方式である。

ECCCが国際的要素よりも国内的要素に重点を置いた国内裁判所という前例のない形態のハイブリッド法廷となった理由としては、①政府（とくに人民党）の権力基盤の維持と国内秩序の安定¹⁶⁾、②国の秩序と安定を脅かす国際的介入に対する嫌悪などが考えられる¹⁷⁾。

第2章 修復的司法の側面

——民事当事者制度と集团的・道徳的賠償

2003年3月に締結された合意文書の前文によると、法廷設置の目的は、①国際犯罪に責任を有する者の訴追と処罰（裁判）、②国民和解、安定、平和と

16) [四元 2006] 59-60頁。

17) カンボジア政府クメール・ルージュ裁判対策特別委員会 (the Cambodian Government Khmer Rouge Trials Task Force) (1999年8月の設置)の議長であるソック・アン副首相は、ECCCの設置過程において、カンボジア政府が3つの原則——①正義の尊重と探求、②平和、政治的安定と国民統合の維持、③国家主権の尊重——にしたがって関与したとのべている [Sok 2006] 28。

表2-1 ECCC の裁判状況

	裁判の進捗状況
第1事件	トゥルスレン強制収容所（通称S-21）の元所長カン・ケック・イウ（通称ドゥッチ）：2010年7月26日，第一審で禁錮35年の判決。2012年2月3日，上訴審で最高刑に相当する終身刑の判決。
第2事件	①ヌオン・チア元民主カンプチア人民代表会議議長：（第1事案）2014年8月7日，第一審で終身刑の判決。（第2事案）同年10月17日以降，第一審で裁判が進行中。 ②キュー・サンパン元民主カンプチア国家元首：（第1事案）2014年8月7日，第一審で終身刑の判決。（第2事案）同年10月17日以降，第一審で裁判が進行中。 ③イエン・サリ元民主カンプチア外相：2007年11月に逮捕され，2011年以降に他の被告人とともに裁判を受けるが，2013年3月14日にプノンペンの病院で死亡。 ④イエン・チトリ元民主カンプチア社会問題相：2012年9月13日，第一審で無条件の釈放という判決（高齢化にともなう認知症が理由）。同年9月16日，上訴審で条件付きの釈放という判決（自宅に移動）。
第3事件	民主カンプチアの元空軍司令官ソウ・メットと元海軍司令官メアス・ムットの裁判：捜査段階。
第4事件	地域レベルの3人の幹部に対する裁判：捜査段階。

出典：ECCC 公式ウェブサイト (<http://www.eccc.gov.kh/en>)，[OSJI 2011] から筆者による作成。

安全となっている¹⁸⁾。前者の目的が応報的司法に相当し，2006年にECCCが設置されて以降，裁判の進捗は，次のような状況である（表2-1）。

後者の目的が修復的司法に相当する。この側面は，民事当事者制度と集団的・道徳的賠償の導入という形式でECCCに組み込まれている。以下，双方の仕組みの特徴を，他のハイブリッド法廷や真実委員会との比較を通じて明らかにする。

1. 被害者参加制度の特徴——民事当事者制度の仕組み

カンボジアの刑事法はフランスの影響を受けている。2007年の刑事訴訟法も

18) この合意文書については，[北村 2005] に所収の日本語訳を参照。

フランス政府の支援で起草された¹⁹⁾。フランスの刑事訴訟法には被害者が一当事者として刑事手続に参加し、賠償請求もできる制度が存在しており、それがカンボジア刑事訴訟法にも導入された²⁰⁾。そうした刑事手続に参加できる当事者は「民事当事者」(Civil Party)と呼ばれる。この仕組みが、国内法を援用できる ECCC にカンボジア刑事訴訟法とは異なる形式で導入された。

(1) 民事当事者制度の導入過程²¹⁾

国連技術支援ミッションが前例（アドホック法廷やシエラレオネ特別法廷）を適用すればよいと考えていたこともあり、ECCC は当初、民事当事者の役割について何の準備もしていなかった。そのため、合意文書と設置法（2001年）はいずれも民事当事者の役割について定めていない。ECCC 設置の準備段階で、1999年に設置されたカンボジア政府クメール・ルージュ裁判対策特別委員会が被害者の参加と賠償について提案した。そのため、2004年の（改正）設置法第36条は被害者を民事当事者とする規定を置いた。

ECCC の内部規則を起草する段階で、その草案（2006年7月）に被害者が聴聞に参加する（第89条）、法律上の代理人の選出〔一定の被害者集団の共通代理人も想定〕（第90条）、賠償（原状回復、補償、リハビリテーションを含む）の請求（第94条）が挿入された。コモン・ローに慣れ親しんだ ECCC 裁判官は、費用と時間の関係から民事当事者の完全な参加には反対し、他方で大陸法の裁判官は、ECCC が国内法を適用することを要請していることから賛

19) カンボジア刑事訴訟法（1993年）に与えたフランス刑事訴訟法の影響については、[中山・佐藤 1999] を参照。カンボジア刑事訴訟法（2007年）の英文については、次のウェブサイトを参照。<http://www.oecd.org/site/adboecdanti-corruptioninitiative/46814242.pdf>

20) カンボジア刑事訴訟法における民事当事者の権利としては、捜査判事による捜査活動を要求する権利（第134条）、捜査段階に参加する権利（第137-138条）、法律上の代理人（弁護士）を持つ権利（第150条）、証人を喚問する権利（第298条）、（証言が真実を主張する上で役に立たない場合には）特定の証人による証言に反対する権利（第327条）、被告人と証人に対する尋問（第153条・第325条）、証拠の提出（第334条）、最終弁論の権利（第335条）などがある [Thomas and Chy 2009] 217。

21) [Jarvis 2014] 21-22を参照。

成であった。2006年11月、ECCC 規則委員会（全員が大陸法出身）に内部規則の草案が提出される。そこでは、通常の民事当事者の活動（法律上の代理人、賠償請求、差し止め請求を含む）、そして賠償は損傷に比例すること、道徳的・象徴的賠償だけが対象とされた。

2007年6月に成立した内部規則では、その第23条で、「集团的・道徳的賠償」（11項）、その形態として（12項）「加害者の費用で適切なニュースや他のメディアによる判決の公表」、「被害者のために意図されるあらゆる非営利の活動またはサービスに資金を援助」、「その他の適切かつ類似の形態の賠償」が規定された²²⁾。

カンボジア刑事訴訟法における民事当事者は個人的賠償を想定しているが、ECCC では集团的・道徳的賠償のみとなった。その代わりに「検察官に対する支援」という目的に限って被害者が（検察や弁護士と同じ）完全な当事者として裁判の手續に参加できることを承認した。そうした妥協がなされた理由は、① 被害者の数が膨大になる、② 被告人に賠償の支払い能力が欠如していると想定されたことである²³⁾。

内部規則が定める民事当事者の権利には、次のようなものがある。民事当事者の主任共同弁護士（Civil Party Lead Co-Lawyer）が内部規則の訂正を提案できる（第3条1項）、民事当事者の主任共同弁護士は自ら執行規則を作成することができる（第4条1項）、民事当事者は（無償で）弁護士を持つ権利を有する（第22条・第23条）、保護的措置を要請する権限（第29条）、専門家を指名する権利（第31条10項）、民事当事者の主任共同弁護士は命令を通知できる（第46条4項）、予備捜査の期間中に捜査活動を要請できる（第55条10項）、事件の調書に完全にアクセスできる（第69条3項）、裁判において証人を喚問する（第80条）、民事当事者の主任共同弁護士は最終弁論を行うことができる（第94条）。ECCC における被害者の参加モデルは、それが基礎とするフランスの民

22) 内部規則はこれまで9回改正されているが、そのすべては、ECCC の公式ウェブサイトで見ることができる。<http://www.eccc.gov.kh/en/document/legal/internal-rules>

23) [野口 2011] 442-443頁。

事当事者制度よりも民事当事者により大きな権利を与えている。それは、犯罪の範囲が国内法の下で考えられているものよりも相当に幅広いからである²⁴⁾。

(2) 国際法廷における位置づけ

従来、国際刑事法や法廷における被害者の地位については、大陸法系の職権主義よりもコモン・ロー系の当事者対抗主義が採用されてきた。そのため、被害者の地位は明記されないか、低いままであった。しかし、国際人権法の発展にともない被害者の権利を国際的に高めていく動きが加速していった²⁵⁾。

そうした動向を受けて、国際刑事裁判所は被害者の権利を初めて承認した国際刑事法廷として画期的な意義を持つ²⁶⁾。それは、国際法における被害者の権利について「現時点における到達点を示している」²⁷⁾と言われる。他方で、ハイブリッド法廷については、コソボ、東チモール、シエラレオネがコモン・ロー系の当事者対抗主義、カンボジア、レバノンが大陸法系の職権主義を採用した。

こうした国際刑事法廷のなかで、ECCCにおける被害者の地位は、国際刑事裁判所よりも高い（後者は部分的な当事者に対して、前者の「民事当事者」は検察官や弁護士と同等の「完全な当事者」）。さらに、カンボジアと同じくフランス刑法の影響を受けているレバノン特別法廷も「部分的な当事者」である。その意味で、ECCCにおける「民事当事者」はこれまでの国際刑事法廷のなかで被害者の地位を最も保障している（表2-2）。

(3) ECCC 内部の被害者支援部門（被害者ユニット／被害者支援課）²⁸⁾

ECCC の設置以降、さまざまなカンボジア NGO が被害者参加を支援する組織の設置を要求するロビー活動を行った。2007年6月に内部規則が制定されたことにともない、ECCC 内部に被害者ユニットが公式組織として設置され

24) [Scully 2013] 347, footnote 267.

25) [東澤 2008] 第II章を参照。

26) [東澤 2008] 228頁。

27) [古谷 2011] 454頁。

28) [Herman 2013] 468-472を参照。

表 2-2 民事当事者の定義と参加の権利

	国際刑事裁判所	カンボジア特別法廷	レバノン特別法廷
位置づけ	部分的な当事者	完全な当事者	部分的な当事者
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象」自然人と集団(機関・団体など) ・「損害」すべての損害(身体的・物的・精神的を含む), 直接的・間接的損害 ・「範囲」ICC の管轄内の犯罪, 犯罪の結果生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象」自然人と集団(法人など) ・「損害」身体的・物的・精神的損害, 直接的損害 ・「範囲」法廷の管轄内の犯罪, 集団的かつ道徳的賠償の基礎となるような犯罪の直接的な結果生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象」自然人のみ ・「損害」身体的・物的・精神的損害, 直接的損害 ・「範囲」法廷の管轄内の犯罪(テロ行為), 犯罪の直接的な結果生じた損害
起訴前(捜査段階)	(部分的な) 参加の権利あり	完全な参加の権利あり	参加の権利なし
公判	(部分的な) 参加の権利あり	完全な参加の権利あり	完全な参加の権利あり
賠償	個人的・集団的賠償	集団的・道徳的賠償のみ	なし

出典：[竹村 2013], [野口 2011], [東澤 2008], [古谷 2011] から筆者による作成。

た。その任務(内部規則第12条)は、法廷代理人の名簿の作成と保管、苦情申立て・民事当事者の申請における被害者支援、被害者と法廷代理人への情報の提供、被害者と民事当事者の参加を促進、被害者に関するアウトリーチにおける「公共問題班」²⁹⁾への支援などである。

2007年2月に部門長(カンボジア人)、同年11月に副部門長(外国人)が任命された。しかし、当初は資金不足とスタッフの不十分な能力から活動が限定された。ドイツ技術協力庁からの支援(2008年11月)により、スタッフの増員と活動が拡充される。組織の内部に2つの部門(法廷代理人部、民事当事者申請のためのアウトリーチ)を設置した。その甲斐があって、特に2009年の後半以降、活動が軌道に乗るようになった。

29) 公共部門班は、ECCCの事務局内に設置された、ECCCや裁判についての情報を普及することを任務とする組織である(内部規則第9条4項)。次のECCC公式ウェブサイトを参照。<http://www.eccc.gov.kh/en/office-of-administration/public-affairs>

2010年2月の内部規則改正により、被害者ユニットから被害者支援課へ名称が変更された。同年後半、道徳的・集団的賠償のための基金プロジェクトの開発を目的とする非一司法的措置を実施することが決定される。同年12月、3年間の戦略（新しい傾向——訴訟手続における被害者の参加の増大、アウトリーチ活動、賠償と非一司法的措置——に対処するためのロードマップ）が策定される。

2010年6月に部門長が退職し、10月に新しい部門長が任命されるまでの期間（暫定期間）に、新しいアウトリーチ調整官が採用され、より包括的なウェブサイトが登場した。2011年3月、被害者支援課と関連するステークホルダー（政府機関と NGO）との協働によるプロジェクトの見取り図が発表された。

2011年と2012年にかけて、被害者支援課は、次のような活動を行った。アウトリーチ活動として、ECCC の活動成果と NGO の活動を伝える質の高い情報を掲載するニュースレター（英語とクメール語）、速報、新聞記事などを配布した。法廷の進捗状況と事件の進展について学習するために、地域フォーラムやワークショップを開催した（毎回250から350人の民事当事者が参加）。民事当事者や法廷代理人と賠償について話し合うために面談した。ECCC 関係者や市民社会組織と裁判の進展について議論した。他の民事当事者に情報を伝える、被害者の参加を促進するために、民事当事者の代表にトレーニングも行った。さらに、法廷に10人の民事当事者の傍聴席を配置し、1回25人の民事当事者を法廷に招待し観客席で裁判を見学する措置をとった。また、アウトリーチ活動、非一司法的措置、民事当事者の活動に関して情報を伝えるためにスタッフを遠隔地に派遣した。

ECCC と被害者を結びつける結節点の役割が期待された被害者支援の活動（特に情報を普及するアウトリーチ活動）は、さまざまなローカル NGO が先行し、後には ECCC の被害者ユニット／被害者支援課との協働で実施されるようになった³⁰⁾。こうした活動自体が、ECCC が備える修復的司法の側面で

30) ローカル NGO による被害者支援の具体的事例に関しては、[阿部 2005]、[Sperfeldt 2012] を参照。

もある。

(4) 民事当事者制度の手続³¹⁾ と実態

被害者が民事当事者の資格を得るためには ECCC に申請をする必要がある。内部規則第23条 1 項に規定される民事当事者の定義に沿って、申請者の当否が判断される。認定された民事当事者は、「被害者団体 (Victim Association)」³²⁾ に所属することを通じて権利行使することが求められ、裁判所は複数の被害者が集団を形成して共同の弁護士を付けることを要請できる。民事当事者は訴訟手続と賠償請求を集団で行うことが求められた (内部規則第23条)。

当初、ECCC は民事当事者が裁判のすべての段階に参加することを承認した。しかし、第1事件の第一審が進行する最中に、民事当事者が被告人と専門家を尋問する権利と判決に対して意見を表明する権利が拒否され、さらに従来は捜査期間中であれば何時でもできた民事当事者の申請が15日間だけに制限された (2009年8月27日)³³⁾。

その後、2010年2月に内部規則が改正されると、公判が開始して以降、民事当事者は集団を形成し、民事当事者の主任共同弁護士が法廷の選任した法律上の代理人 (カンボジア人1名、外国人1名) を統括し、個々の民事当事者の法

31) 民事当事者制度の手続については、[野口 2011] 442-443頁、[竹村 2012] 71-75頁を参照。

32) 被害者団体の事例としては、2004年フランスにおいて結成された「カンボジアのための正義」(クメール・ルージュの被害者の権利の促進、特に裁判への支援と代理)、カンボジア国内では、テアリー・セン (著名な女性人権活動家、第2事件の最初の民事当事者、後に辞任) が結成した「カンボジアにおけるクメール・ルージュ被害者団体 (The Association of Khmer Rouge Victims in Cambodia)」, S-21の生存者であるチュム・メイとボウ・メンが中心的メンバーである「Ksaem Ksan (民主カンプチアの被害者団体)」(民事当事者の参加を促進、精神的・物質的支援や生活状況の改善、情報の普及、特に次世代への歴史教育) などがある [Jarvis 2014] 23-24。

33) [Ahmed and Petit 2010] 174. ソコルは、この第一審判部による決定が内部規則第23条 6 項(a)と第90条、設置法第26条、合意文書第12条、カンボジア王国憲法第52条だけでなく、ECCC の目的 (国民和解の促進) にも違反するとのべる [Sokol 2011]。

律上の代理人がこれを補佐することになった。基本的には、この民事当事者共同代理人が単一の集団的・道徳的賠償を申請する（内部規則第23条3項）。そして、民事当事者の適格を捜査段階においてだけ争うことにした。この改正の背景には、① 被害者の増大が予想される、② 手続の長期化を抑制したいという目的があった³⁴⁾。

2010年9月の内部規則改正により、従来の賠償方法である被告人に対する賠償命令に、民事当事者の主任共同弁護士が被害者支援課と協力して、必要な外部資金を調達して特定の損害賠償計画を法廷に提出し、法廷がこれを承認するという方法を加えた。そこには、① 無資力の被告人が外部資金を調達して損害賠償を実施できる、② 国内裁判所で民事執行の手続が不必要となる、というメリットが考慮された。

こうした民事当事者の手続により、第2事件までに8000人以上もの人びとが法廷に苦情を申し立てた。第1事件では、90人の民事当事者だけが公判に参加し、22人が法廷で証言を行った。第2事件では、被害者支援部門と中間団体（NGO など）の強力な情報の普及により、3988人の申請者があり、3850人が民事当事者として承認された。第3事件については、申請の時間と情報が不十分であったこともあり、第4事件の178人を含む318人の被害者が民事当事者の申請を行い（2011年5月9日から18日）、2人はその地位を拒否された³⁵⁾。

このように、民事当事者の裁判に参加する権利について、ECCC は参加者の数の増大と迅速な裁判の進行とのあいだに均衡を取ろうと苦慮してきた。後者に重点を置くことへシフトしたことが、結果的に民事当事者の権利を部分的に制約することになった。

34) 2010年2月の内部規則改正に対して、① 弁護士と民事当事者の関係（共同代理人は民事当事者個人に対する義務はない、共同弁護士と個人弁護士とのあいだの対立を解決する仕組みがない、公判段階には弁護人を自由を選べないなど）、② 民事当事者の参加の権利の弱体化（公判手続については民事当事者として扱われるか否かが不明確、共同弁護士を通じてその権利が行使される）といった批判がある [Diamond 2011] 43-47。

35) [OSJI 2011] 15.

2. 賠償措置——集团的・道徳的賠償

(1) 他の裁判所との比較 (表2-3)

国際刑事裁判所は被害者の権利として個人的・集团的賠償を承認している。他方で、ECCC は集团的・道徳的賠償だけを認めている。また、ECCC はハイブリッド法廷のなかで初めてかつ現在のところ唯一「集团的・道徳的賠償」を認めており、国際刑事法廷のなかでも唯一「道徳的賠償」を認めている。

今日まで集团的賠償を最も充実して具体的に承認している裁判所は、米州人権裁判所である。国際刑事裁判所は、個人的賠償が原則であり、適切な場合には集团的賠償もなされる (規則第97条2項)。集团的賠償は個人的賠償の補足という位置づけである。賠償の形態は「原状回復、補償、リハビリテーション」(規程第75条1・2項) という規定である。しかし、裁判所の判例からは、その3つに留まらず、「満足」や「再発予防」に分類される賠償の形態 (記念碑の設置や人権教育) も採用してきている。これは、「本条のいかなる規定も、被害者の国内法上又は国際法上の権利を害するものと解釈されてはならない」(規程第75条6項) を適用したものである。

米州人権条約は個人的賠償だけを規定する。しかし、米州人権裁判所は賠償の形態 (① 権利・自由の侵害を構成した措置・状況の是正, ② 公正な賠償) を柔軟に解釈して、コミュニティに対する賠償や社会全体への賠償へと拡大してきた。その上、金銭的賠償以外にも、原状回復、リハビリテーション、満足、再発防止の保障へと賠償の内容を拡充してきた。

ECCC は集团的・道徳的賠償だけを対象とする。先述したように、内部規則第23条12項は、賠償の形態として、① メディアによる判決の公表, ② 非営利な活動やサービスの提供, ③ 他の適切かつ類似の形態という3種類を定めている。これまでのECCCによる判決では、次のような集团的・道徳的賠償についての判決が出されている。

第1事件においては、民事当事者集団それぞれとそれらの合同による賠償請求がなされた。合同請求の内容は、① アウトリーチ、出版そして情報の普及, ② 医療ケア, ③ 教育プログラム, ④ 記憶についての4点であった。しかし、

カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦

表 2-3 集団的賠償の規定と具体例

	国際刑事裁判所	米州人権裁判所	カンボジア特別法廷
法規定	規則第97条2項	米州人権条約63条1項	内部規則第23条11項
位置づけ	集団的賠償は個人的賠償(規程第75条)の補足	個人的賠償のみ	集団的・道徳的賠償のみ
賠償の形態	原状回復, 補償, リハビリテーション(規程第75条1・2項)	① 権利・自由の侵害を構成した措置・状況の是正, ② 公正な賠償	① メディアによる判決の公表, ② 非営利な活動やサービスの提供, ③ 他の適切かつ類似の形態(内部規則第23条12項)
判例による具体的な事例	① 記念碑の設置, ② 被害者をコミュニティに統合する心理学的リハビリテーション・プログラム, ③ 人権意識向上, ④ 教育プログラム, ⑤ コミュニティ開発基金の設立。	① コミュニティへの賠償(健康・居住・教育プログラム, 医療サービスや精神的なリハビリ, 判決文のコミュニティ言語への翻訳, 記念碑の建設, 先住民族の土地に対する権原と原状回復への措置, 環境アセスメントの導入など)。② 社会全体への賠償(公的謝罪や責任の公的自認, 判決文の普及, 公務員の人権教育など)。	第1事件 ① 事当事者と被害者の名前を判決文に含める。② 公的謝罪と責任を自認する記録の収集と公表。 第2事件 記憶と記念(記憶の日の設定, 記念碑の建設)。② 被害者のセラピーと心理学的支援(証言セラピー, リハビリのための自助集団の設置)。③ 文書の収集と教育(常設展示, 移動展示, 教員マニュアルに強制移住の歴史を含める, 平和学習センターの設置, 裁判過程を説明するブックレットの刊行, 判決文の公刊と配布, 民事当事者の名前をECCCのウェブサイトに掲載)。

出典: [柏木 2011], [齋藤 2014], [東澤 2008], [古谷 2011], [Aubry and Henao-Trip 2011], [Herman 2013], [Jarvis 2014], Case 002/01 Judgement (http://www.eccc.gov.kh/sites/default/files/documents/courtdoc/2014-08-07%2017:04/E313_Trial%20Chamber%20Judgment%20Case%20002_01_ENG.pdf) から筆者による作成。

ECCC の判決は, ① 66人の民事当事者と死亡した家族の名前を公刊, ② 加害者の謝罪声明の収集, 出版, 普及だけという限定的なものであった。民事当

事者、法廷代理人などがこの限定的な賠償命令しか出さなかった判決を批判する。その結果、27頁の謝罪声明が1万部配布され、新聞・ウェブサイト・ラジオ・テレビでも公表された³⁶⁾。

第2事件では、民事当事者の共同法廷代理人は、次のような13項目の賠償に関する要望を出した。① 国の祝日として記憶の日を設定、② 公的な記念碑の建設、③ 強制的避難の犠牲者に敬意を示す記念碑の建設、④ フランス在住の民事当事者ために記念碑を建設、⑤ 証言セラピー、⑥ トラウマのリハビリテーションを行う自助集団の設立、⑦ クメール・ルージュ時代の歴史を伝える常設展示の設置、⑧ クメール・ルージュ時代の歴史と移行期正義を探求する移動展示会と教育的イニシアティブ、⑨ 高等学校でクメール・ルージュ時代を教える教員向けのマニュアルに強制移動の章を新たに含めること、⑩ コミュニティ平和学習センターの設置、⑪ 第2事件第1事案の裁判過程と民事当事者の参加制度を説明するブックレットの刊行、⑫ 第2事件第1事案の判決文の公刊と配布、⑬ 第2事件に参加した民事当事者の名前を ECCC のウェブサイトに掲載。第2事件第1事案に対する判決で、第一審判部は13項目の要望のなかから、記憶と記念 (①と②)、被害者のセラピーと心理学的支援 (⑤と⑥)、文書の収集と管理および教育 (⑦から⑬) 11項目を承認し、②と④に関しては不十分な情報と予算の未確定という理由から承認しなかった³⁷⁾。

具体的には、例えば、2014年8月より「平和のための青年」というカンボジアの NGO に委託して移動式展示プロジェクト (クメール・ルージュ体制下での強制移動に関する展示と被害者の語りなど) が実施された³⁸⁾。また、2013年9月から2014年12月にかけて「トランスカルチュラル・サイコロジカル協会カンボジア」という NGO は、民事当事者が抱えるトラウマの癒しとコミュニ

36) [Herman 2013] 466-467.

37) Case002/01 Judgement, http://www.eccc.gov.kh/sites/default/files/documents/courtdoc/2014-08-07%2017:04/E313_Trial%20Chamber%20Judgement%20Case%20002_01_ENG.pdf, p. 602-620.

38) Khch Naren, Khmer Rouge Victims Get Exhibit as Part of Reparations, The Cambodia Daily (November 22, 2014).

ティにおける和解を促進するプロジェクトを実施した³⁹⁾。

(2) 真実委員会との比較

このように、国際刑事法廷のなかで、ECCC だけが道徳的賠償を法規として明確に定めて承認している。この道徳的（象徴的）賠償については⁴⁰⁾、これまで主として真実委員会の勧告によって実施されてきた（表2-4）。

先述したように、ECCC が承認してきた集団的・道徳的賠償は、大別して、① 記憶と歴史、② 社会サービスの提供に分類できる。これは、真実委員会の勧告によって出された集団的賠償の内容と概ね重なる。しかし、ECCC にとりわけ特徴的な内容は、（クメール・ルージュ時代の）歴史（および記憶）の共有と教育に関する点である⁴¹⁾。これは、集団的・道徳的賠償に、歴史の教育という新たな内容が付け加わることを意味する点で、大きな意義を有する。ECCC による今後の決定次第では、真実委員会の勧告以上の充実した歴史と記憶——特に広い意味での歴史の教育——に関する集団的・道徳的賠償がなされる可能性がある。

真実委員会とハイブリッド法廷の両方を設置した国（東チモールとシエラレオネ）は、双方の組織がそれぞれ独自の役割を果たしてきた。しかし、ECCC は集団的・道徳的賠償だけを被害者の権利として保障したことから、ハイブリッド法廷と真実委員会の機能を法的にも現実的にも併存して果たしている。その意味で、ECCC は「真実委員会の機能を本格的に組み込んだ初め

39) トランスカルチュラル・サイコロジカル協会カンボジアのウェブサイトを参照。

<http://tpocambodia.org/index.php?id=207>

40) 道徳的賠償については、[宇佐美 2004] 14-17頁の分類を参照（「回復的」と「記念の」、金銭的と非金銭的賠償、それぞれに「個別的」、「共同対的」、「国民的」な賠償がある）。そのなかで道徳的賠償に関連するのは「回復的—非金銭的—個別的」賠償（名誉回復・葬儀と埋葬）、「記念的—非金銭的—共同体的・国民的」賠償（道路の再命名・記念碑建立・記念日創設）である。

41) 民事当事者による賠償請求にも記憶の保存と歴史の教育が含まれているが、この背景には、クメール・ルージュ時代の歴史が学校においても教えず、人びとのあいだに共通の歴史が共有されてこなかったことがある [Scully 2013] 338-339。その他、その時代を直接に経験した加害者と被害者の減少と高齢化などが考えられる。

表 2-4 真実委員会による集団的・道徳的賠償

名 称	集団的・道徳的賠償の具体的事例
チリ 真実和解委員会	① 拷問の被害者に対する集団的セラピーの実施, ② 被害者の公的認知
エルサルバドル 真実委員会	① 記念碑の建設, ② 被害者の公的認知, ③ 被害者を記念する国民の祝日の制定
グアテマラ 史実究明委員会	① 記念碑と公園の建設, ② 公共の建物と高速道路に犠牲者の名前をつける, ③ コミュニティの墓地を設置
ペルー 真実和解委員会	① 軍事紛争の影響を受けたコミュニティに対する賠償 (特に社会的弱者の被害状況, コミュニティの経済状況と人口を考慮), ② 写真とポスターの展示会
チャド 調査委員会	① 記念碑の建設, ② 被害者のための祈りと黙とうの日を制定, ③ 人権侵害を象徴する場 (地下刑務所) を記憶の博物館へと転用
南アフリカ 真実和解委員会	① 組織的な人権侵害を受けたコミュニティに対するリハビリテーション・プログラム。② 特定の集団 (政治的暴力, 避難民など) に対する特別プログラム, ③ 記念碑の建設と記念日の制定, ④ 公的謝罪
ガーナ 国民和解委員会	① さまざまな記念碑の設置 ② 特定のコミュニティへの賠償 (市場の設置)
シエラレオネ 真実和解委員会	紛争地であったコミュニティの制度の再建
モロッコ 公正和解委員会	① 旧拷問センターがある場所のコミュニティに対する社会開発プログラムの提供, ② 旧拷問センターを記憶の場として転用
リベリア 真実和解委員会	コミュニティ開発プロジェクト (教育, 健康, インフラなど)
東チモール 受容真実和解委員会	① 重大な人権侵害を受けたコミュニティに対する緊急の集団的措置のためのパイロット計画, ② 性的暴力を受けた女性に対するリハビリやセラピーのプログラム, ③ 写真とポスターの展示会

出典: [角田・木村 2015a], [ヘイナー 2006], [Aubry and Henao-Trip 2011], [Limón and Normann 2011] から筆者による作成。

てハイブリッド法廷」である。言い換えると、法的正義（刑事処罰）と社会正義（真実の探求，集団的・道徳的賠償そして再発防止の保障による和解）を融合したハイブリッド法廷であると言える⁴²⁾。

ECCC は、30年以上も前の大規模な国際犯罪を対象とし、大陸法の伝統を持つカンボジアという独自の特徴を有する国において設置された初めての国際刑事法廷である。そのため、ECCCは重大な人権侵害の指導者を訴追するだけでなく、民事当事者という形式での被害者の参加や集団的・道徳的賠償による真実の探求，再発防止の措置といった和解を促進する要素を大きく取り入れた。これは、応報的司法を中心とする国際刑事法廷に、修復的司法を大胆に組み込もうとする挑戦であると見なすことができる。その意味で、ECCCは「1人分の価格で2人分を得る」⁴³⁾ モデルのハイブリッド法廷である。従来の国内的要素と国際的要素の併用に加えて、応報的司法と修復的司法を同時に実現しようとするハイブリッド性において、それは新生代の国際刑事（あるいはハイブリッド）法廷の先駆的事例と位置づけることが可能である。

第3章 移行期正義に対する意識と評価

マックグルーは、ECCC が設置される以前においてなされたカンボジア人の移行期正義に対する意識調査について、次のように要約している⁴⁴⁾。第1に、ほとんどのカンボジア人はクメール・ルージュの指導者だけの裁判を望んでおり、その多くが国際法廷を好んでいる。第2に、ほとんどすべての調査応答者が真実を知りたがっている。ただし、おそらく情報不足のために、真実委員会を提案した者はほとんどいない。第3に、（犯罪が行われてから30年もの）時間が経過したこともあり、移行期正義メカニズムの結果として平和が配当されることに関心を持つ者がほとんどいなかった。第4に、恩赦については、大多

42) ECCC は、4つの正義の柱——真実，説明責任，被害者の回復，和解——を同時に組み込もうとする国際法廷を構築する第一歩であると指摘されている [Jasini and Phan 2011] 386-387。

43) [Mcgonigle 2009] 128, 148-149.

44) [McGrew 2006] 142-143.

数の人びとによって受け入れられなかった。民事制裁については、高い割合で望む声が多かった。賠償について最初は好ましいと思われていなかったが、人権団体による会議などによってその概念が促進されることで、積極的な意見が増えた。罪の告白、謝罪そして赦しについては意見が混在していた。第5に、カンボジア人は一部のクメール・ルージュの指導者によってなされた誠意のない謝罪に好感を抱いていない。一部の者は赦すことができると感じているけれども、ほとんどのカンボジア人は（過去の経験を）忘れたくない。そして、カンボジア人は和解がカンボジアにとって重要な目標であると感じており、一部の者は裁判や他のメカニズムがその過程に役立つことができると感じている。第6に、クメール・ルージュの時代に破壊された信頼の再構築が、重要な目標として考えられている。

本章では以下、2006年に ECCC が設置され、裁判が進行するにつれて、こうした移行期正義に対するカンボジア人（被害者や民事当事者を含む）の意識がどのように変化あるいは変化しなかったのか、さらに ECCC に対する評価について確認する。そのために、2つの調査を参照する。第1は、カリフォルニア大学バークレー校人権センターが行った2回の調査である。1回目は、2008年9月9日から10月1日にかけて1000人のカンボジアの成人（18歳以上）に行ったサンプル調査（以下、第1次調査と略）である。2回目は、2010年12月の約20日間に1000人のカンボジアの成人（18歳以上）に行われたサンプル調査（以下、第2次調査と略）。第2は、カンボジアで最初に設立された人権 NGO である「カンボジア人権開発協会」(Cambodian Human Rights and Development Association: ADHOC) が、2011年5月に21日間をかけて、第2事件で自ら支援した1058人の民事当事者のなかから（そのリーダー的存在として訓練された120人の民事当事者代表を含む）414人を対象にして行った聞き取り調査である（以下、ADHOC 調査と略）。

この2つの調査は重なる質問内容が多く、裁判の経緯にしたがって人びとの意識の変化を比較しやすい。第1次調査は第1事件の裁判が行われる以前に、第2次調査は第1事件の第一審で有罪判決が出された半年後に実施された。

ADHOC 調査は第2事件の審理が行われる直前になされ、民事当事者だけを対象とした点に特徴がある。

1. クメール・ルージュ体制に関する知識と態度

クメール・ルージュ体制に関する知識については、クメール・ルージュ体制を直接経験した者とそうでない者では、知識の欠如率が倍以上異なる。前者の方が後者よりも当然にその時代の知識を有している。しかし、ECCCの裁判が進行したとしても、両者ともに知識量が増えたわけではないことを、調査は示している（表3-1）。

表3-1 クメール・ルージュ体制に関する知識の欠如

	第1次調査	第2次調査
経験者	37%	36%
未経験者	81%	80%

出典：[Phuoug et al 2011] 31 より筆者の作成。

クメール・ルージュ体制に関する知識については十分な知識がないがゆえに、それに反比例するように、その時代についての真実の探求、教育、記録化、調査の必要性が、裁判の進行とともに増大している。さらにそうした真実の探求が和解とトラウマの克服に寄与するとカンボジア人が感じていることが見て取れる（表3-2）。

暴力に責任のあるクメール・ルージュの元構成員に向けた態度については、彼らに対する憎しみや復讐心が少し和らいできた傾向がある（表3-3）。ただし、日常生活において彼らに対する態度については、ほとんど変わっていない。具体的には、「居心地が悪い」事例として、「同じコミュニティで暮らす」（約5割）、「家族の一員として暮らす」（5割）、「子どもの婚姻」（約5割）、「居心地が良い」事例として、「同じ寺院に行く」（約3割）、「子ども同士が同じ学校に通う」（約3割）となっている⁴⁵⁾。

注目すべきことは、和解の理解について劇的に変化したことである。第1次

45) [Phuoug et al 2011] 33.

表3-2 クメール・ルージュ体制に関する真実の探求

	第1次調査	第2次調査
クメール・ルージュ体制下で起きたことについて真実を見出す必要がある→「はい」	85%	93%
クメール・ルージュ体制下で起きたことについて真実を知ることなく和解をすることができない→「はい」	64%	81%
クメール・ルージュ体制下で起きたことの実態について学習することは遅きに失する→「いいえ」	74%	79%
愛する人に起きたことを知ることがなければ、人びとはより良い感情にはなることができない→「はい」	64%	83%
クメール・ルージュ体制下で起きたことを文書化した歴史記録は必要ない→「いいえ」	81%	86%
私たちは起きたことをすでに知っているのでクメール・ルージュ体制下で起きたことについてさらなる調査をする必要はない→「いいえ」	65%	77%

出典：[Phuoug et al 2011] 31 より筆者の作成。

表3-3 暴力に責任のあるクメール・ルージュの元構成員に向けた態度

	第1次調査	第2次調査
暴力に責任のあるクメール・ルージュの元構成員に憎しみの感情がある→「はい」	83%	81%
暴力に責任のあるクメール・ルージュの元構成員に復讐をしたいか？→「はい」	37%	39%
機会があれば、クメール・ルージュに関して復讐をしたいか？→「はい」	40%	35%
暴力に責任のあるクメール・ルージュの元構成員が傷ついたり、悲惨な目に合ったりすることを見たいか？→「はい」	72%	68%
クメール・ルージュの最高指導者を赦したか？→「はい」	36%	36%

出典：[Phuoug et al 2011] 33 より筆者の作成。

調査では、「暴力と紛争がない状態」(56%)、「和合・ともに暮らす」(33%)、「相互のコミュニケーションと理解」(9%)の順が多かった。しかし、第2

次調査では、1番目が15%と激減し、2番目が54%と最も高く、3番目が38%と急増した（表3-4）。さらに、第2次調査では、「相互の思いやり」が38%に達した。

表3-4 和解の意味

	第1次調査	第2次調査
暴力と紛争がない状態	56%	15%
和合・ともに暮らす	33%	54%
相互のコミュニケーションと理解	9%	38%

出典：[Phuoug et al 2011] 33 より筆者の作成。

この変化の背景には、90人ほどの民事当事者が参加した第1事件で被告人に初めて終身刑の判決が出されたことで、ECCC という司法による紛争の解決を現実にも目の当たりにしたこと、そして現実の生活ではクメール・ルージュの元構成員と過去のわだかまりを乗り越えて暮らさなければならないことが改めて現実の課題として意識化されてきたことが考えられる。

2. ECCC に対する知識、認識そして態度

ECCC の認知度と正しい知識については、裁判の進行につれて漸進的にはあるが増大している。ただし、第2次調査の時点でも、25%の応答者がECCC について知らず、裁判にかけられる被告人の人数と名前を正確に知らなかった（表3-5・6）。

司法の政治化、行政による統制、そして裁判に付きまとう汚職や賄賂によって⁴⁶⁾、一般的にカンボジア人の司法に対する信頼感は弱い。そうした司法への不信が蔓延する状況において、ECCC の中立性と裁判官の公平を感じている割合が上昇していることは特筆すべきことである。また、民事当事者の方がそうした感覚を強く持っている（表3-7）⁴⁷⁾。

46) この点については、[Subedi 2011] 254-255を参照。

47) ADHOC 調査は民事当事者と民事当事者代表のデータを表記しているが、本ノ

表 3-5 ECCC の認知

	第1次調査	第2次調査
知らない	39%	25%
少しは知っている	46%	50%
なかり知っている	15%	25%

出典：[Phuoug et al 2011] 21 より筆者の作成。

表 3-6 ECCC の知識

	第1次調査	第2次調査
法廷の混合的性格を正しく知っている	53%	67%
裁判する者の人数を正しく知っている	10%	11%
裁判する者5人の名前を正しく知っている	3%	11%

出典：[Phuoug et al 2011] 23 より筆者の作成。

表 3-7 ECCC に対する一般的認識

	第1次調査	第2次調査	ADHOC 調査
ECCC が中立であると思うか? → 「はい」	67%	75%	87%
ECCC の裁判官は公平あるいは不公平のどちらであると思うか? → 「公平」	67%	79%	87%
ECCC はクメール・ルージュ体制下で起きたことに対処すべきであるか? → 「はい」	87%	83%	

出典：[Phuoug et al 2011] 26, [Krichenbauer et al 2013] 32-33 より筆者の作成。

ECCC が被害者に正義をもたらし、カンボジア人のあいだに信頼をもたらし、国民の和解を促進することも、第1事件の判決を通じて確実に実感されている。また、民事当事者の方がそうした実感を持つ傾向がきわめて高い（表 3-8）。ただし、被害者に正義をもたらす割合がさほど上昇していないのは、後述するように、カンボジア人のあいだに正義の認識に多様性があるからであると思われる。

↘稿では併記しない限りすべて両方のデータを足して割った数字である（小数点を四捨五入）。

カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦

表 3-8 第 1 事件第一審判決の影響

	第 1 次調査	第 2 次調査	ADHOC 調査
ECCC はクメール・ルージュの被害者とその家族に正義をもたらす→「はい」	74%	76%	96%
ECCC はカンボジア人のあいだに信頼を構築することに役立つ→「はい」	71%	82%	93%
ECCC は国民和解を促進することに役立つ→「はい」	67%	81%	93%

出典：[Phuoug et al 2011] 29, [Krichenbauer et al 2013] 32 より筆者の作成。

「ECCC はクメール・ルージュの犠牲者および／またはその家族に肯定的と否定的、いずれの影響を与えると思うか？」という質問に対して、「肯定的」が68%から76%に増加し、「否定的」が11%から9%に減少した⁴⁸⁾。それぞれの理由については、次のようになっている（表 3-9。表の上3つが「肯定的」、下3つが「否定的」）。肯定的理由に、第2次調査で「真実の発見」が減少したと思われること（数字が記されていない）、他方で「正義をもたらす」が飛躍的に増大した（その裏返しとして、否定的理由で「正義をもたらさない」が減少した）ことが、注目に値する。

表 3-9 肯定的・否定的な理由

	第 1 次調査	第 2 次調査
犯罪の加害者が刑事施設に収容される	37%	32%
被害者に対して真実を発見する	35%	
正義をもたらす	2%	37%
被害者に正義をもたらさない	22%	15%
遅すぎる（指導者が死亡する）	16%	15%
被害者に過去を思い出させる		24%

出典：[Phuoug et al 2011] 29-30 より筆者の作成。

カンボジア人の正義に関する認識は法的正義だけでなく社会正義も含み、多種多様である。ECCC が被害者に与える肯定的・否定的理由と同じように、

48) [Phuoug et al 2011] 29.

裁判の進展にともない，修復的正義よりは応報的正義についての認識が増大してきている（表3-10）。この点にも，ECCCの影響を見て取ることができる。

表3-10 正義の認識

	第1次調査	第2次調査	ADHOC調査
真実の解明／確立	43%		7%
公平	37%	71%	63%
既存の法律の執行と尊重	15%	24%	21%
誰が善悪かを知ること	9%	25%	24%
定義できない	13%		

出典：[Phuoug et al 2011] 29, [Krichenbauer et al 2013] 19-20 より筆者の作成。

3. 賠償措置

被害者を救済する措置については，第1次調査では「農業への支援」が，第2次調査では「社会サービスの促進」が第1位であった。「正義（加害者の処罰+裁判）」は10%以上増大していることが特に目立つ（表3-11）。この点も，第1事件の第一審判決が影響を与えたと思われる。この傾向は，民事当事者にとっても同じである。民事当事者によって「社会サービス」の優先事項は，「健康サービス」（19%），「メンタル・ヘルス」（15%），「基本的ニーズ」（15%）の提供である。

表3-11 被害者への措置

	第1次調査	第2次調査	ADHOC調査
農業への支援	26%	25%	
社会サービスの促進	23%	33%	49%
金銭的支援	22%	25%	30%
正義（加害者の処罰+裁判）	19%	31%	40%
謝罪	3%	3%	

出典：[Phuoug et al 2011] 35, [Krichenbauer et al 2013] 38-39 より筆者の作成。

賠償の方法としてはコミュニティ全体に賠償する形態が群を抜いて多く，その割合も少なからず増大している（表3-12）。その理由としては，ECCCが

カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦

表 3-12 賠償の方法

	第1次調査	第2次調査	ADHOC 調査
個人	11%	8%	12%
コミュニティ全体	68%	73%	68%
両方	21%	19%	20%

出典：[Phuoug et al 2011] 36, [Krichenbauer et al 2013] 39 より筆者の作成。

集団的・道徳的賠償しか法的に認めていないことがより知られるようになってきたことが考えられる。そして、クメール・ルージュ体制下で破壊されたコミュニティ（とその人間関係）を修復すること（クメール・ルージュの元構成員との和解）が、裁判の進行を通じて現実の課題として認識されてきたことが大きい。

カンボジア人が望む集団的・道徳的賠償は、社会・経済に関する内容と記憶・歴史に関する内容に分類することができる。当初は前者に重点が置かれていたが、裁判の進行とともに後者に比重が置かれるようになってきた。特に、「記念碑」の設置と「公的イベント」の開催については急増している。この傾向は民事当事者により強く、とりわけ「博物館」の設置については突出している（表 3-13）。これは、第2章で見たように、第1事件の判決で認められた

表 3-13 賠償の種類

	第1次調査	第2次調査	ADHOC 調査
社会サービス	20%	27%	31%
インフラの整備	15%	8%	
経済開発プログラム	12%		
記念碑	10%	47%	67%
記念日	5%	6%	
公的イベント（埋葬など）	5%	34%	21%
博物館	4%		31%
映画、歌、書物	3%	10%	

出典：[Phuoug et al 2011] 36-37, [Krichenbauer et al 2013] 39-40 より筆者の作成。

賠償が限定的であり、被害者が要望していた記憶に関する措置が一切無視されたことが大きく関係していると考えられる。

4. 民事当事者の意識

ジャルヴィスは、民事当事者となり裁判に参加する被害者の動機として、死者に対する正義、自分の体験を次世代に伝える、死者の魂に対する敬意と真実の解明、生存者と死者の魂を救済するために記念碑の設置やパゴダに遺品の保管、加害者の法的処罰などがあると指摘する⁴⁹⁾。ADHOC 調査はこの点を裏付けており、正義の実現、被害者としての認知、賠償の順番が多い（表3-14）。

表3-14 第2事件に参加した動機

	民事当事者	民事当事者代表
クメール・ルージュ体制下で死去した家族のために正義を得たい	71%	89%
個人史を語り、その苦難に対して認知を受けたい	41%	47%
個人の賠償を受けたい	37%	37%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 19-20 より筆者の作成。

民事当事者としての経験によって、カンボジア人が熱望していた人間としての「尊厳と価値の感情を回復する機会」⁵⁰⁾が提供され、そうした感情が飛躍的に向上したことが明確に見て取れる（表3-15）。

第2事件に申請した民事当事者4000人の84%が、NGOの支援によってなされたとされる⁵¹⁾。ADHOCに代表されるカンボジアNGOの情報提供やトレーニングの甲斐もあって、民事当事者の権利認識も非常に高い。ただし、逮捕の要求については低く、刑の控訴にいたってはほとんど知られていない（表3-17）。民事当事者主任共同弁護士の認識が低い（表3-16）のは、これが第2事件から適用されるようになった制度で、その情報が十分に伝わっていない

49) [Jarvis 2014] 19-20.

50) [McGrew 2006] 141.

51) [Sperfeldt 2012] 151.

カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦

表 3-15 民事当事者の経験が与えた影響

	民事当事者	民事当事者代表
将来に対して希望を与える	96%	95%
精神的に強くさせてくれた	88%	81%
苦痛な過去についてより良く感じる	98%	93%
愛する人を失った経験を受容	86%	75%
正義の感覚を与えてくれた	99%	98%
法に対する信頼の回復	98%	98%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 31 より筆者の作成。

表 3-16 民事当事者の代理人

	民事当事者	民事当事者代表
民事当事者弁護士	55%	81%
民事当事者主任共同弁護士	31%	61%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 37-38 より筆者の作成。

表 3-17 民事当事者の権利

	民事当事者	民事当事者代表
法廷代理人の選出	98%	98%
捜査の要求	79%	82%
証人や被告人に対する尋問	93%	98%
保護的措置の要求	94%	99%
有罪判決を受けた者に対して刑の控訴ができない	1%	2%
逮捕の要求ができない	15%	33%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 38 より筆者の作成。

ことが考えられる。

民事当事者にとって賠償が重要だと考えられている点は、健康の管理と回復、記憶の保存と歴史の伝達、正義の実現であり、これは先に見た被害者への措置と類似する（表 3-18）。民事当事者になった動機として「個人の賠償」が 4

割ほど見られたが（表3-14）、健康の管理と回復に関しては集団的賠償としても可能であろう⁵²⁾。

表3-18 賠償の重要性

	民事当事者	民事当事者代表
身体的・精神的な健康被害の回復	32%	44%
次世代のためにクメール・ルージュ体制下の犯罪行為の記憶を保存し、その意識を高めること	30%	35%
被害者と死者に正義をもたらすこと	30%	22%
健康管理へのアクセスと次世代への教育	10%	10%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 40-41 より筆者の作成。

ADHOC 調査の対象となった99%の民事当事者が、コミュニティにおける小規模プロジェクトを支援および／または寄与したいと考えている⁵³⁾。その具体的な事例は、次の通り、すべて道徳的賠償の措置である（表3-19）。コミュニティにおける被害者の代表である民事当事者が、こうしたプロジェクトに率先して従事することで、コミュニティにおける和解を促進したいという願望が表れていると考えられる。また、コミュニティ全体に対する賠償方法が最も望まれていたことを考え合わせると（表3-12）、ある種の「コミュニティの正義」の実現がカンボジア人にとって好ましい正義感覚と見なせる。

表3-19 コミュニティにおける小規模プロジェクト

	民事当事者	民事当事者代表
記念碑／ストウーパの建設	37%	41%
死者の追悼式典	29%	20%
小さな博物館／図書館の設置	7%	20%

出典：[Krichenbauer et al 2013] 42 より筆者の作成。

52) 一部の被害者は個人に対する金銭的賠償を求めているが、その賠償金の使用目的として犠牲者を追悼する仏教儀式をするための費用としたいと述べている。Khch Naren, Victims Stage Protest Outside Tribunal, The Cambodia Daily (October 18, 2014). この要求も、道徳的（象徴的）賠償として行うことができる。

53) [Krichenbauer et al 2013] 43.

クメール・ルージュ裁判対策特別委員会の事務局長によると、ECCCの目的は、上級指導者と最も責任のある者に説明責任を果たさせること、そして彼らの犯罪についての歴史的記録を伝えること、カンボジアの人びと（死者と生存者）に正義をもたらすこと、クメール・ルージュ時代について若い世代を教育すること、法の支配を強化すること、そして社会の再建に寄与することである⁵⁴⁾。第2章で確認したように、ECCCは民事当事者制度と集団的・道徳的賠償という修復的正義を大幅に取り込むことで、こうした複数の目的を実現しようとしてきた。本章で分析したように、こうした貪欲的にも見えるECCCの姿勢は、現実的にカンボジア人のECCCに対する多種多様な期待や正義観に適合するものであった。言い換えると、ECCCは「被害者とその家族によって正義の思想として重要だと主張されてきた真実、記憶、歴史、認定、そして説明責任の要素に基づく……被害者—中心のモデル」⁵⁵⁾としてのハイブリッド法廷を、一定の妥協を繰り返しながらも目指してきた。そのため、特に裁判に関与した民事当事者は行為主体として自らの内在する力を開花させつつあり、ECCCに対する評価はきわめて高い。

第4章 文化的差異に配慮したハイブリッド法廷

第2章で確認したように、30年以上も前の大規模な国際犯罪を対象とし、大陸法の伝統を背景とする国において初めて設置されたハイブリッド法廷であるため、ECCCは国際刑事法廷であるにもかかわらず大幅に修復的司法の側面を取り込んできた。実は、こうした措置は、次のように、カンボジアの文化的伝統である仏教の価値観に適合している。

第1に、仏教が説く理想の指導者像は人びとの幸福と社会の繁栄に対して重大な責任が要求されている。例えば、上座仏教国では「王の十法」（王が遵守すべき10の義務）を体現した指導者による統治は、「法（ダンマ）による統治」として人びとが幸福になる理想的な統治だとされるが、「法による統治」を行

54) [McGrew 2006] 139.

55) [Chan 2006] 102.

わなない指導者はその正統性が失われ、逆にその支配の拒否が正統性を獲得するとされる⁵⁶⁾。この考え方は、ECCC がクメール・ルージュ体制下で起きた重大な犯罪に責任のある上級指導者だけを訴追することに多くのカンボジア人が賛成していたことに影響を与えていると考えられる。さらに、この思考は上級指導者以外のクメール・ルージュの元構成員を訴追の対象から外すことに納得することにも通じるが、そこには階層性社会に根ざした権威・権力者に対する服従の姿勢がカンボジアで道徳的に正当化されているという要因もある⁵⁷⁾。

第2に、仏教的価値観による処罰の考え方は訴追による懲罰よりも、説明責任を果たすことによる和解を通じた加害者の社会的統合を強調する⁵⁸⁾。多くのカンボジア人に受容されているカルマという因果論からは、加害者が来世において処罰されると理解される傾向があり、それは応報的司法の目標である不処罰の終焉と調和させることが困難である⁵⁹⁾。カンボジアにおける社会派仏教の創始者とも言えるマハ・ゴサナンダ師は、「平和はゆっくり育つ」という講話で、争いと平和は人間の心のなかから始まるがゆえに、ひとりよがりには寛大、無知には智慧、憎しみには慈しみの愛という武器で対抗し、敵に対しても慈悲を与えることを説いている⁶⁰⁾。カンボジアの人権僧と言われるヨ・ホット・ケマカロ師も、悪い行いは人間の心に潜む3つの悪い種である「三毒」(貪・嗔・癡)が根本原因であり、加害者がそうした悪い種を捨て去るように慈悲の心で彼らを手助けすることが必要であるとのべる。そのため、ヨ・ホット師は刑事施設を被収容者が出所後に犯罪を再発しないようリハビリされる場所であると見ている⁶¹⁾。こうした仏教僧の主張する、人間の善性に働きかけることで

56) [石井 1975] 79-80頁。「王の十法」とは施与、戒律、捨離、正直、柔和、修養、不瞋、不害、たえ忍ぶこと、逆らわぬことである [中村 1993] 317頁。

57) [Jasini and Phan 2011] 391.

58) [Bates 2007] 190.

59) [Jasini and Phan 2011] 391.

60) [マハ・ゴサナンダ 1997] 64-65頁。

61) [Sann and Kim 2002] 33.

不信の克服と信頼の構築を目指そうとする慈悲の実践は、まさに修復的司法の目標と一致する。

第3に、仏教的価値観に基づくもうひとつの前向きな処罰の考え方は、過去の犯罪を調査するよりは、赦しにより加害者が未来に向けて良き行いという功德を積むことを期待する。そこから、第2点の主張とも重なり合って、加害者が告白と謝罪によって漸進的に社会に復帰し、再統合されるリハビリテーションの手續が重要視される⁶²⁾。ここには、未来志向的なカルマの捉え方が反映されている。この点を、マハ・ゴサナンダ師は「過去や未来について思い悩む必要はありません。……現在を大切にすれば、未来はよくなるでしょう。……その現在は未来の母です」⁶³⁾とわかりやすく説いている。そうしたカルマの因果論を受けて、ヨ・ホット師は、加害者が現在なすべき良き行いとして自責や後悔により過去を引きずって生きるよりも、過去の間違いや過ち（の因果）を正しく理解して、現在と未来に生かしていくことの大切さを仏教は教えているとのべる⁶⁴⁾。そのために、真実を通じて真実を見ることを教える仏教の視点からすると、クメール・ルージュ時代になされた犯罪の真実が明らかにされる必要があり、その真実と歴史の解明が加害者と被害者のあいだの真の和解、そして再発の防止という次世代への教訓として生かされる鍵であると、ヨ・ホット師は強調する⁶⁵⁾。加害者による告白と謝罪により、真実と歴史が解明されることで国民和解を促進しようとするのは、第2章で見たように真実委員会の最も重要な目標であり修復的司法の目的でもある。ECCCは、それ自体が制度化したこの目標や目的を、道徳的賠償によって実現しようとしている。第3章で確認したように、それらの目標や目的は民事当事者が賠償に期待するものであった。

第4に、仏教の基本原則（ダルマ、縁起、無我）は、犯罪が個人よりもコミュニティ全体に与えた影響から刑罰を考える傾向がある。そのため、刑罰の

62) [Hancock 2008] 121-123.

63) [マハ・ゴサナンダ 1997] 13-14頁。

64) Cambodians talk about the Khmer Rouge trial, The Phnom Penh Post (4 Feb 2000).

65) [Sann and Kim 2002] 32, 34.

方法はコミュニティが受けた危害を修復・予防することに主眼を置く⁶⁶⁾。例えば、多様な意味を持つダルマは個人が相互に負う消極的・積極的な義務であると解釈される場合がある。仏教学者のダミアン・キューンは、仏教には「萌芽的な」権利概念が存在するが、それはダルマの下で個人が相互に義務を遂行することによって実現されるという⁶⁷⁾。他方で、仏教学者のクレイグ・イハラは、こうしたダルマの義務を試合中における各サッカー選手の責任と対比して、個人の無責任はすべての選手（試合そのもの）に影響を与えると例示する⁶⁸⁾。宗教哲学者のブランニガンによると、縁起思想には、① 自他のあいだに本質的な差異がないこと、② 個人が自己の存在の共同体的な側面に注意を払うことが含意されるという⁶⁹⁾。この点を、マハ・ゴサナンダ師は「敵のなかに自分自身を見いだすこと」、「私たちはみずからの仏性によっておたがいにつながっているのですから、その仏性をもってすれば、連帯と理解と平和の懸橋を架けることができるのです」とのべる⁷⁰⁾。こうした仏教の基本原則からは、相互義務の遂行により個人とコミュニティの平和と安全を維持しようという姿勢が重要である。これは、ECCC が定める集団的賠償の具体的な措置を支持する。第3章で見たように、実際的にも、民事当事者はコミュニティ全体に賠償がなされることを最も望んでおり、コミュニティで実施される道徳的賠償のプロジェクトに参加することを望んでいた。

第5に、ECCC が修復的正義の要素を大きく組み込むことで応報的正義とカンボジアの文脈に見合ったバランスを取っていること自体が、中道という仏教の重要な教義に則っている。マハ・ゴサナンダ師は「和にいたる道を中道といいます。あらゆる二元論や対立を越えたもので、心の平静とも呼ばれます。心の平静とは、あらゆる行きすぎを調和するものです」⁷¹⁾と説いている。ヨ・

66) [Hancock 2008] 111-112.

67) [Keown 1998] 20-22.

68) [Ihara 1998] 45-46.

69) [Brannigan 2010] 70-71.

70) [マハ・ゴサナンダ 1997] 72, 80頁。

71) [マハ・ゴサナンダ 1997] 21頁。

ホット師は、対立勢力による紛争が続いた後遺症が残る和平後のカンボジアにおいて、さまざまな社会領域における政治（党派）化が常態化しているため、社会問題に対処して平和な社会へと導くために非一党派的な姿勢である非暴力と慈悲に基づく中道の実践を提唱した⁷²⁾。このヨ・ホット師の提案に共鳴しつつ、カンボジア社会開発センターのチア・ヴァナット所長は、ECCCにより和解が促進され、加害者と被害者のあいだに対立が再燃することなく、憎しみや不信を克服して双方に信頼が構築されるためには、非一党派的な和解のメッセージを伝える中道という紛争の解決方法を利用することが重要であると指摘する⁷³⁾。裁判の開始によって内戦が再発するかもしれないという懸念がささやかれる状況下で稼働した——実際にはその懸念は現在までのところ杞憂に終わっているが——ECCCは、応報的司法と応報的司法のハイブリッド性を維持することで、カンボジアの未来にとって最も必要な和解という肝心「要の道」⁷⁴⁾を歩んでいると考えられる。これは、第3章で確認したように、カンボジア人の多様な正義観や和解の見解に見合うものでもある⁷⁵⁾。

ハンコックは、ハイブリッド法廷が持つ利点のひとつとして、法廷の手續がより大きな文化的独自性をもって形成されるかもしれない点を指摘する⁷⁶⁾。上座仏教国において初めて設置されたハイブリッド法廷であるECCCは、先の5つの点に見られるように、クメール・ルージュの上級指導者を裁くため、かなりの程度まで「国の特定の社会的、教養的そして歴史的な文化を反映」⁷⁷⁾してきたと見なせる。この点が、民事当事者を含む多数のカンボジア人によって、

72) [Yos Hut 1998] 73-76.

73) [Chea 2003] 52-53.

74) 中道の意味が「要の道」に中（あた）るという指摘については、次のウェブサイトにある中村元の説明を参照。<http://h-kishi.sakura.ne.jp/kokoro-224.htm>

75) カンボジア文書センターが行った調査によると、多くのカンボジア人はECCCが対審構造を持つことを知らず、その代わりに、有罪者は罪の公的な告白と謝罪を課されるという仏教的な紛争の解決に類似していると考えていたという [Hancock 2008] 98-99.

76) [Hancock2008] 126.

77) [Horsington2004] 478.

ECCC が支持されてきた最も大きな理由ではなからうか。

例えば、第2事件第1事案の判決で認められた賠償のひとつである「証言セラピー」では、仏教儀式にパゴダへ集った被害者と加害者を含むコミュニティの隣人の前で仏教僧によって被害者の証言を披露するという手法が採用された⁷⁸⁾。今後も、賠償のひとつとして民事当事者が要請する記念碑の設置や追悼式典の実施などで、仏教僧の関与や仏教的な儀式が実施されることにより、さらにカンボジアの仏教に根ざした伝統的価値観に基づく措置がとられるかどうか注目されるところである⁷⁹⁾。

おわりに

カンボジアにおける移行期正義は、国内の政治的安定や国家主権の尊重が優先される形で真実委員会が設置されず、クメール・ルージュによる重大な国際犯罪に責任を有する上級指導者だけを裁く、裁判所の構成が国内的要素に比重を置く国内法廷という前例のないハイブリッド法廷である ECCC だけが設置されるというメカニズムによって実現されつつある。ECCC は30年以上も前の大規模な国際犯罪を対象とし、大陸法の伝統を持つ国で初めて設置されたハイブリッド法廷ということもあり、特に民事当事者制度と集団的・道徳的賠償措置において修復的正義を追求するメカニズムを大幅に取り入れた。また、ECCC は上座仏教国において設置された最初のハイブリッド法廷であるが、応報的正義と修復的正義を同時に実現しようとするハイブリッド的挑戦は、慈悲や中道を説く仏教の価値観にも適合するものであった。その意味で、ECCC は国際人権基準と国内の政治的事情、社会的そして文化的独自性が、カンボジアの文脈から見て「ちょうどよく調律された楽器の弦のような」法廷として、

78) トランスカルチュラル・サイコロジカル協会カンボジアのウェブサイトを参照。

<http://tpocambodia.org/index.php?id=207>

79) チャンは、慈悲、思いやり、喜び、平等、そして正義という仏教の中核的な価値観を含んだ仏教儀式を活用することが、クメール・ルージュによる大規模な人権侵害の被害者に和解と癒しをもたらすために必要であると主張する [Chan 2006] 94-95。

「弦が絶妙に振動して、美しい音楽を奏で」⁸⁰⁾ ていると評価できるではなからうか。それゆえ、ECCC は多くのカンボジア人によって好意的に迎えられ、民事当事者の心を着実に癒して内在する力を開花させている。

法的アプローチを採用する立場から、ECCC は司法の政治化（政府による統制）や汚職をもたらしているといった批判が繰り返さされている⁸¹⁾。しかし、ADHOC のトゥン・サライ会長がのべているように、クメール・ルージュ体制下で行われたような大規模な人権侵害の被害者に望むことができる正義は、平和と正義のバランスを考慮する必要から「不完全な正義」や「相対的な正義」たらざるを得ない⁸²⁾。クメール・ルージュの上級指導者だけを訴追すると同時に、被害者の参加を大幅に認めて裁判過程における行為主体の意識を向上させ、集団的・道徳的賠償による真実の解明、記憶の保存、歴史の教育といった修復的正義の実現により、国民和解を漸進的に促進している ECCC の活動は、それが社会に及ぼす影響を重視する社会的アプローチからすれば相当程度に成功していると思なせる⁸³⁾。

3つの前例のない条件を持つ国において初めて設置されたハイブリッド法廷である ECCC は、（特に人権と刑事の分野における）国際法にどのような寄与をする可能性があるのだろうか。この点を最後にのべて、本稿を閉じたい。

第1に、新たな形態のハイブリッド法廷の可能性を提示したことである。すなわち、ECCC は法的正義（刑事罰）と社会正義（真実の探求と和解）、言い換えると、応報的正義と修復的正義を同時に実現しようとするハイブリッド性をもつモデルとしてのハイブリッド法廷が可能であることを現実に例示した。この点が、最大の貢献である。

第2に、移行期正義への対応として新しく提唱されている包括的アプローチの必要性と有効性を例証したことである。国連人権理事会の特別報告者パブ

80) [マハ・ゴサナンダ 1997] 21頁。

81) 例えば、[Coughlan, Ghouse, and Smith 2012] を参照。

82) [Humphrets 2006] 110.

83) 同じような評価をしている論文として、[Scully 2013] 353を参照。

ロ・デ・グレイフは、移行期正義に対処するために、従来は個別に実施される傾向があった真実、正義、賠償そして再発防止の保障を包括的に実施することを強調する⁸⁴⁾。ECCC は、これら4つの措置を——部分的にであれ——ハイブリッド法廷だけで実現する大きな可能性を示している。

第3に、国際刑事司法に被害者参加の権利を拡充させたことである。従来はコモン・ローを参考にして発展してきた国際刑事法が、大陸法の影響を持つカンボジアの国内法を採用したことで、民事当事者制度という仕組みで被害者が裁判過程に完全な当事者として参加することが——途中からその権利の一部が制約されつつも——可能となった。これは、国際刑事裁判所で保障された被害者の参加権利よりも幅広いものであった。

第4に、国際刑事司法において賠償の権利を実現する措置の中身を拡充したことである。真実委員会を別にすると、ECCC は国際（および地域）裁判所において初めて象徴的賠償を保障した。現時点においては、特に歴史教育の普及にこの点が象徴されている。

これまでの事例を見ても、新たに設置される国際法廷は前例を参考にして構成される場合が多い。これら4点において国際刑事・人権法に大きく寄与している ECCC も、将来に設置されるハイブリッド法廷の先例となることが期待される。

パーメンティアは、国際犯罪に「対処するアプローチは本来的に複雑に絡み合ったものになるはずであり、クリアーカットなアプローチは望ましいものに過ぎない」⁸⁵⁾ とのべる。また、ルイーズ・アルブール元国連人権高等弁務官は、ハイブリッド法廷に対する国連の関与が「戦略的かつ計画的な決定を命令することではなく……特定の事情と環境に対する適切な応答として現場において形成されなければならない」⁸⁶⁾ という。この2人の主張の正しさを、ECCC による移行期正義を実現しようとする挑戦が物語っている。ECCC は「個別」

84) [U.N 2012]. 日本語訳については、[角田・木村 2015b] を参照。

85) [パーメンティア 2011] 119頁。

86) [OHCHR 2008] v.

の経験が「普遍」へと昇華する可能性があることを、国際刑事司法の分野で証明しつつあるのではないだろうか。

参 考 文 献

- 阿部利洋 [2005] 「カンボジア特別法廷の社会的機能——あいまいな『正義』は何をもたらすか」『大谷学報』第87巻第2号
- [2008] 『真実委員会という選択——紛争後社会の再生のために』岩波書店
- [2012] 「参加にともなう公的承認——南アフリカ真実和解委員会とカンボジア特別法廷の事例から」日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義 [平和研究第38号]』早稲田大学出版部
- 石井米雄 [1975] 『上座部仏教の政治社会学』創文社
- 宇佐美誠 [2004] 「過去を繕う——人権侵害補償の道徳的機能——」『中京法学』第39巻第1・2号
- 内田みどり・清水奈名子 [2012] 「多様化する移行期正義の軌跡」日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義 [平和研究第38号]』早稲田大学出版部
- 大串和雄 [2012] 「『犠牲者中心の』移行期正義と加害者処罰——ラテンアメリカの経験から」日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義 [平和研究第38号]』早稲田大学出版部
- 柏木めぐみ [2011] 「米州人権裁判所における『回復 (reparation)』概念の展開」芦田健太郎・戸波正二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『国際人権法の国際的实施』信山社
- 北村泰三 [2005] 「カンボジア元ポル・ポト派裁判の研究——特別裁判所設置に至るまでの経緯と背景を中心に——」『中央ロー・ジャーナル』第2巻第1号
- 齋藤功高 [2014] 「国家の米州人権裁判所の判決遵守義務とその実態」『文教大学国際学部紀要』第25巻1号
- 竹村仁美 [2012] 「カンボジア特別法廷の現状と課題——国際刑事司法の正統性構築の視点から——」『九州国際大学法学論集』第18巻第3号
- [2013] 「レバノン特別法廷をめぐる国際刑事上の諸論点」『北九州私立大学法政論集』第40巻第4号
- 角田猛之・木村光豪 [2015a] 「[翻訳] 文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」『関西大学法学論集』第64巻第6号
- [2015b] 「[翻訳] 真実、正義、賠償そして再発防止の保障の促進に関する国連・特別報告者の報告書(1)」『関西大学法学論集』第65巻第1号
- 中村 元 [1993] 『中村 元選集 [決定版] 第18巻 原始仏教の社会思想 原始仏教Ⅷ』春秋社

- 中山研一・佐藤美樹 [1999] 「カンボジア刑事訴訟法におけるフランス刑事訴訟法の影響（一）・（二）完」『高岡法学』第11巻第1号・第2号
- 野口元郎 [2011] 「カンボジア特別法廷の法的構造と実務的課題」芦田健太郎・戸波正二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『国際人権法の国際的実施』信山社
- パーメンティア・ステファン（石田慎一郎・河村有数訳） [2011] 「政治犯罪に修復的司法は可能か——南アフリカの教訓——」石田慎一郎編『オルタナティブ・ジャスティス 新しい〈法と社会〉への批判的考察』大阪大学出版会
- 東澤 靖 [2008] 「ICCにおける被害者の地位——実現された制度と課題——」村瀬信也・洪 恵子編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』東信堂
- 古谷修一 [2004] 「カンボジア特別裁判部の意義と問題——国際刑事司法における普遍性と個別性——」『国際法外交雑誌』第102巻4号
- [2011] 「被害者救済の機関としての国際刑事裁判所」芦田健太郎・戸波正二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『国際人権法の国際的実施』信山社
- ヘイナー・プリシラ（阿部利洋訳） [2006] 『語りえぬ真実 真実委員会の挑戦』平凡社
- マハ・ゴサナンダ（馬籠久美子・野田真人訳） [1997] 『微笑みの祈り——智慧と慈悲の瞑想』春秋社
- ミノウ・マーサ（荒木教夫・駒村圭吾訳） [2003] 『復讐と赦しのあいだ ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』信山社
- 望月康恵 [2009] 「国際的な司法介入の問題——カンボジア特別裁判部（ECCC）を題材として——」『法と政治』第60巻第2号
- [2011] 『移行期正義——国際社会における正義の追及——』法律文化社
- 四元健二 [2006] 「ポスト紛争国家における国民和解——カンボジアにおけるクメール・ルージュ問題——」関西大学法学研究所マイノリティ研究班編『アジアのマイノリティと法Ⅰ』（関西大学法学研究所研究叢書第34冊）
- Ahmed, Anees and Petit, Robert [2010] A Review of the Jurisprudence of the Khmer Rouge Tribunal, Northwest Journal of International Human Rights, Vol. 8, Issue. 2.
- Aubry, Sylvain and Henao-Trip, María Isabel [2011] Collective Reparations and the International Criminal Court (Reparations Unit, Briefing Paper No. 2, Published in August 2011), Essex Transitional Justice Network (ETJN) of the University of Essex.
- Bates, Alex [2007] Cambodia's Extraordinary Chamber: Is it the Most Effective and Appropriate Means of Addressing the Crimes of the Khmer Rouge?, Henham, Raiph and Behrens Paul (eds.) The Criminal Law of Genocide: International Comparative and Contextual Aspects, Ashgate Pub Co.

- Brannigan, Michael C [2010] *Striking a Balance: A Primer in Traditional Asian Values* (Revised Edition), Lexington Books.
- Chan, Isabell [2006] *Rethinking Transitional Justice: Cambodia, Genocide, and a Victim-Centered Model* (International Studies Honors Projects. Paper 3), International Studies Department, Macalester College, http://digitalcommons.macalester.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1000&context=intlstudies_honors
- Chea Vannath [2003] *Reconciliation in Cambodia: Politics, Culture and Religion*, David Bloomfield, Teresa Barnes and Luc Huyse (eds.) *Reconciliation After Violent Conflict: A Handbook*, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, <http://www.un.org/en/peacebuilding/pbso/pdf/Reconciliation-After-Violent-Conflict-A-Handbook-Full-English-PDF.pdf>
- Cohen, David [2007] “Hybrid” Justice in East Timor, Sierra Leone, and Cambodia: “Lessons Learned” and Prospects for the Future, *Stanford Journal of International Law*, Vol. 43, No. 1.
- Coughlan, John, Ghouse, Sana, and Smith, Richard [2012] *The Legacy of the Khmer Rouge Tribunal: Maintaining the Status Quo of Cambodia’s Legal and Judicial System*, *Amsterdam Law Forum*, Vol. 4, No. 2.
- Diamond, Andrew F [2011] *Victims Once Again? Civil Party Participation before the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia*, *Rutgers Law Review*, Vol. 38.
- Hancock, Virginia [2008] “No-Self” at Trial: How to Reconcile Punishing the Khmer Rouge for Crimes against Humanity with Cambodian Buddhist Principles, *Wisconsin International Law Journal*, Vol. 26, No. 1.
- Herman, Johanna [2013] *Realities of Victim Participation: The civil party system in practice at the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (ECCC)*, *Contemporary Justice Review*, Vol. 16, No. 4.
- Horsington, Helen [2004] *The Cambodian Khmer Rouge Tribunal: The Promise of a Hybrid Court*, *Melbourne Journal of International Law*, Vol. 5.
- Humphrets, Stephen [2006] “No Perfect Justice”: Interviews with Thun Saray, Son Chhay, and Ouk Nannath, Justice Initiative, Open Society Justice Initiative, http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/jinitiatives_200604.pdf
- Ihara, Craig K [1998] *Why There are no Rights in Buddhism: A Reply to Damien Keown*, Keown, Damien, Prebish, Charles, and Husted, Wayne (eds.) *Buddhism and Human Rights*, Curzon Press.
- Jarvis, Helen [2014] “Justice for the deceased”: victims’ participation in the

- Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, *Genocide Studies and Prevention: An International Journal*, Vol. 8, Issue, 2.
- Jasini, Rudina and Phan, Victoria [2011] Victim participation at the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia: are retributive and restorative principles enhancing the prospect for justice?, *Cambridge Review of International Affairs*, Vol. 24, No. 3.
- Keown, Damien [1998] Are There Human Rights in Buddhism?, Keown, Damien, Prebish, Charles, and Husted, Wayne (eds.) *Buddhism and Human Rights*, Curzon Press.
- Krichenbauer, Nadine, Balthazard, Mychelle, Latt Ky, Vinick, Patrick, Phuoug Pham [2013] Victims Participation before the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia: Baseline Study of the Cambodian Human Rights and Development Association's Civil Party Scheme for Case 002, Cambodian Human Rights and Development Association (ADHOC), <http://www.eccc.gov.kh/sites/default/files/Victims-participation-before-ECCC-Baseline-Study-Jan-2013.pdf>
- Kuong Teilee [2009] 「クメール・ルージュ裁判の設立とその意義」関西大学法学研究所アジア法文化研究班編『アジアの法文化の諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第40冊）
- Limón, Paola and Normann, Julia von [2011] Prioritising Victims to Provide Reparations: Relevant Experiences (Reparations Unit, Briefing Paper No. 3), Essex Transitional Justice Network (ETJN) of the University of Essex.
- Mcgonigle, Brianne N [2009] Two for the Price of One: Attempts by the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia to Combine Retributive and Restorative Justice Principles, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 22, Issue. 01.
- McGrew, Laura [2006] Transitional Justice Approaches in Cambodia, Justice Initiative, Open Society Justice Initiative, http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/jinitiatives_200604.pdf
- Nielsen, Elizabeth [2010] Hybrid International Criminal Tribunals: Political Interference and Judicial Independence, *UCLA Journal of International Law & Foreign Affairs*, Vol. 289.
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) [2008] RULE-OF-LAW TOOLS FOR POST-CONFLICT STATES: Maximizing the Legacy of hybrid courts, United Nations Publication, <http://www.ohchr.org/Documents/Publications/HybridCourts.pdf>

- Open Society Justice Initiative [2011] Recent Developments at the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (June 2011 Update), <http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/cambodia-eccc-20110614.pdf>
- Phuoug Pham, Vinick, Patrick, Balthazars, Mychelle, and Sokhom Hean [2011] AFTER THE FIRST TRIAL. A Population-based Survey on Attitudes about Social Reconstruction and the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, Human Rights Center, University of California, Berkley.
- Raub, Lindesy [2009] Positioning Hybrid Tribunals in International Criminal Justice, *Journal of International Law and Politics*, Vol. 41.
- Sann Kalyan and Kim Keo Kannitha [2002] Interviewed with Venerable Yos Hut, Documentation Center for Cambodia, *Searching for the Truth*, No. 33.
- Scully, Seeta [2013] Judging the Successes and Failures of the Extraordinary Chambers of the Courts of Cambodia, *Asian-Pacific Law & Policy Journal*, Vol. 13, No. 1.
- Sok An [2006] The Khmer Rouge Tribunal: What it Means for Cambodia, Justice Initiatives, Open Society Institute, http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/jinitiatives_200604.pdf
- Sokol, David S [2011] Reduced Victim Participation: A Misstep by the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, *Washington University Global Studies Law Review*, Vol. 10.
- Sperfeldt, Christoph [2012] Cambodia Civil Society and the Khmer Rouge Tribunal, *International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6.
- Subedi, Surya P [2011] The UN human rights mandate in Cambodia: the challenge of a country in transition and the experience of the special rapporteur for the country, *The International Journal of Human Rights*, Vol. 15, No. 2
- Thomas, Sarah and Chy, Teerith [2009] Including the Survivors in the Tribunal Process, Ciorciari, John D and Heindel, Anne (eds.) *On Trial: the Khmer Rouge Accountability Process*.
- U.N.Doc [2012] Report of the Special Rapporteur on the promotion of truth, justice, reparation and guarantees of non-recurrence, Pablo de Greiff (A/HRC/21/46), 9 August 2012.
- Yos Hut Khemacaro [1998] *Steering the Middle Path: Buddhism, Non-Violence and Political Change in Cambodia, Safeguarding Peace: Cambodia's Constitutional Challenge*, Accord No. 5 November, http://www.c-r.org/sites/default/files/Accord%20Camobodia_Steering%20the%20middle%20path.pdf

謝辞 本稿の執筆にさいして、竹下 賢教授（法学部）、角田猛之教授（法学部）、市原靖久教授（法学部）からご意見を頂いた。3人の先生方に感謝申し上げます。